

地方独立行政法人東京都立病院機構
第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる
業務実績評価書

東 京 都

I 全体評価

1 総 評

第1期中期計画の4年目までの実施状況から見て、中期目標期間終了時において着実な業務の達成状況にあるものと見込まれる。

○ 高く評価すべき事項

- ・ 新型コロナ対応では、重症、中等症患者等の積極的な受入れなど、都からの要請に柔軟に対応するとともに、5類移行後も、発熱外来や後遺症相談窓口など、都と連携して様々な取組を継続した。また、能登半島地震に際しては、DMAT等の速やかな派遣による切れ目のない被災地支援を実施するなど、災害や公衆衛生上の緊急事態に率先して対応した。
- ・ 計画期間を通じて、断り症例の分析や救急隊、地域医療機関との連携強化等に取り組み、救急応需率を高めながら、ハイリスク妊産婦、新生児等への対応や、精神科救急患者、精神科身体合併症患者、小児の重症・重篤患者の積極的な受入れなど、一般医療機関では対応が困難な医療を着実に提供した。
- ・ 患者・地域サポートセンターを設置し、地域医療機関との連携を推進しながら、訪問看護同行支援の実施など、地域の医療人材育成や技術支援等に着実に取り組み、地域医療の充実に貢献した。
- ・ 独立行政法人制度のメリットを生かして、柔軟な勤務環境の整備、人材確保・育成、働き方改革への対応を進めるとともに、電子カルテシステムの標準化・統一化に向けた準備やデータ活用基盤の整備を着実に推進した。さらに、DPCコーディング及び診療報酬上の加算等の点検に積極的に取り組むとともに、共同購入の推進や医療機器の台数適正化等、収支改善にも法人全体で取り組んだ。

○ 改善・充実を求める事項

- ・ 地域医療構想や地域の状況を踏まえ、病院ごとに求められる機能や医療需要の変化に応じて、各病院における医療提供体制を最適化することを検討されたい。
- ・ 更なる収入確保・支出抑制により収支改善を図ることで、持続可能な運営基盤を確立し、将来にわたりその役割を着実に果たし続けることを期待する。

2 都民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

＜行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供＞

- ・ ロボット支援下手術や高精度放射線治療、薬物療法の体制強化等により集学的治療を推進し、さらにがんゲノム医療や難治性がんへの対応など、多面的に高度医療の提供体制を強化するとともに、多職種によるチーム医療推進により、患者及び家族に対する切れ目のない支援を行い、各病院がそれぞれの役割に応じた機能を発揮しながら高度医療と患者支援の両面から取組を発展させた。
- ・ 松沢病院をはじめとする各病院において、新型コロナ陽性の精神疾患患者を積極的に受け入れつつ、一般医療機関では対応が難しい精神科救急医療、精神科身体合併症医療、児童・思春期精神科医療等、専門性の高い精神疾患医療を着実に提供した。また、松沢病院では、精神科の専門医療における都の拠点として、人材育成や情報発信にも積極的に取り組み、地域の精神疾患医療の質の向上に努めた。
- ・ 各病院で受入体制の強化に取り組み、安定的な救急医療を提供したほか、小児総合医療センターにおける高水準の応需率の維持、脳血管疾患や心疾患患者の受入れ、精神科身体合併症患者等への対応など、総合的かつ高度、専門的な救急医療を着実に提供した。
- ・ 島しょ地域からの救急患者等の受入れを着実に行ったほか、計画期間中、5Gを活用した遠隔診療支援の開始、島しょ地域の医療機関等との連携強化及び人材育成、大島医療センターへの医師派遣による専門外来の開設など、質の高い島しょ医療提供のために、積極的に取り組んだ。
- ・ 総合周産期母子医療センターを中心に、都の周産期医療のセーフティネットとしてハイリスク妊産婦や超低出生体重児を積極的に受け入れたほか、一般医療機関では対応が難しい未受診妊婦や精神疾患を合併している妊産婦等への対

応を着実にを行った。また、産後の相談支援体制の充実に係る取組、生殖補助医療開始に向けた準備等、患者ニーズに柔軟に対応し、切れ目のない周産期医療を推進した。

- ・ 小児救急や重症・重篤な患者を積極的に受け入れ、高度で専門的な質の高い小児医療を提供したほか、希少疾患や難治性疾患等に対しても先進的かつ専門性の高い小児医療を適切に提供し、地域で不足する小児医療の維持・充実に貢献した。また、関係機関と連携しながら、AYA世代や移行期の患者・家族に対する相談支援を着実にを行うとともに、医療的ケア児のレスパイト入院を積極的に受け入れた。

<災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応>

- ・ 法人の総力を挙げて新型コロナ対応に注力し、重症・中等症の患者や他医療機関では対応が難しい患者等を積極的に受け入れるとともに、5類移行後も、高齢者等医療支援型施設（府中）の運営や後遺症相談窓口等の取組を継続するなど、都からの要請に柔軟に対応した。能登半島地震への対応でも、DMAT等の迅速かつ継続的な派遣による切れ目のない被災地支援を行うなど、率先して緊急事態において公的病院に求められる役割を果たした。

<地域医療の充実への貢献、安全で安心できる質の高い医療の提供>

- ・ 地域の医療ニーズを適切に捉えながら、病院救急車の活用や、急性増悪時の患者受入れを行うとともに、医療介護用SNS等のICTの活用、相談支援・転退院支援の充実や地域の医療人材育成・技術支援等を着実に実施することで、地域における機能分担・連携強化を推進し、地域包括ケアシステムの深化に貢献した。

3 法人の業務運営及び財務状況に関する事項

- ・ 独立行政法人制度のメリットを生かして、人事や予算の弾力的な運用等により効率的・効果的な病院運営体制を構築し、専門人材の確保に向けた取組を強化したほか、電子カルテシステムの標準化・統一化に向け契約を締結し、業務効率化の基盤整備に取り組んだ。また、法人本部と各病院が協働し、幅広い分野でプロジェクトやチームを立ち上げ、業務改善に努めるとともに、ライフ・ワーク・バランスに配慮した、働きやすい環境整備に継続して取り組んだ。
- ・ 医療を取り巻く環境が非常に厳しい中において、採算の確保が困難な行政的医療の安定的かつ継続的な提供を行いながら、法人を挙げて経営改善に取り組んだ結果、令和7年度は経常収支比率が年度計画の目標値を上回るなど、一定の改善が見られる。一方、中期計画における経営指標は、経常収支比率や医業収支比率等が目標値に届かない見込みであり、収支改善に向けた取組の一層の推進が必要である。

4 第2期中期目標期間の運営に向けて

- ・ 第2期中期目標期間においても、これまで培った知見及び法人である強みを生かし、行政的医療を着実に提供し、新たな政策課題へ率先して対応するとともに、地域と連携した高齢者医療への対応や、総合診療体制の強化など、医療機能の充実と質の向上を推進していく必要がある。また、一般の医療機関では対応困難な患者へ積極的に対応するほか、地域医療機関に対する技術支援や人材派遣等を通じた、地域医療充実への更なる貢献が求められる。さらに、災害・感染症の有事における受入体制を確保することに加え、コロナ対応や被災地支援を通じて得たノウハウを活用し、都全体の有事対応力強化や人材育成に貢献するとともに、有事であっても継続して行政的医療を提供できる体制を維持していくことも必要である。
- ・ 法人においては、これらの業務を確実に遂行するために、引き続き、機動的

な経営判断や弾力的な予算執行、デジタル基盤の強化、医療A Xを推進しながら、地域医療構想や地域の状況を踏まえ、求められる機能や医療需要に応じて医療提供体制を最適化するとともに、更なる収入確保・支出抑制により収支改善を図ることで、持続可能な運営基盤を確立し、将来にわたりその役割を着実に果たし続けることを期待する。

Ⅱ 項目別評価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績等報告書の検証を踏まえ、事業の進捗状況及び成果について、評価項目ごとに以下の５段階で評価を行った。

評 定	S … 中期目標の達成状況が極めて良好である A … 中期目標の達成状況が良好である B … 中期目標の達成状況が概ね良好である C … 中期目標の達成状況がやや不十分である D … 中期目標の達成状況が不十分であり、 法人の組織、業務等に見直しが必要である
--------	--

項目別評価総括表

中期目標を達成するためにとるべき措置		項目 番号	年度評価					中期目標期間評価		評定 説明	備考
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	見込評価	期間実績 評価		
第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置											
1 行政的医療や高度・専門的医療等の 安定的かつ継続的な提供											
	(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な 提供										
	(2) 各医療の提供										
	ア がん医療	1	A	A	A	A		A		14 頁	
	イ 精神疾患医療	2	A	B	A	A		A		16 頁	
	ウ 救急医療	3	A	A	A	A		A		18 頁	
	エ 災害医療	4	B	S	B	A		A		19 頁	
	オ 島しょ医療	5	A	B	B	A		A		20 頁	
	カ 周産期医療	6	A	A	S	S		S		21 頁	
	キ 小児医療	7	S	A	A	S		S		22 頁	
	ク 感染症医療	8	S	A	B	B		A		24 頁	
	ケ 難病医療	9	A	A	B	B		B		26 頁	
	コ 障害者医療	10	A	B	B	B		B		27 頁	
	サ 総合診療の提供	11	B	A	A	A		A		28 頁	
シ その他の行政的医療、 高度・専門的医療等の提供	12	B	A	B	A		A		29 頁		
2 災害や公衆衛生上の緊急事態への 率先した対応											
	(1) 災害医療における緊急事態への対 応	13	S	S	B	B		S		30 頁	
	(2) 感染症医療における緊急事態への 対応										
3 地域医療の充実への貢献											
	(1) 地域包括ケアシステム構築に向け た取組	14	B	B	A	A		A		32 頁	
	(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普 及啓発	15	B	B	B	B		B		34 頁	
4 安全で安心できる質の高い医療の提供											
	(1) 患者中心の医療の推進	16	B	B	B	A		B		35 頁	
	(2) 質の高い医療の提供	17	A	B	B	B		B		37 頁	
5 診療データの活用及び臨床研究・治験 の推進	18	B	B	B	B		B		38 頁		

中期目標を達成するためにとるべき措置		項目 番号	年度評価					中期目標期間評価		評定 説明	備考
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	見込評価	期間実績 評価		
第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置											
1 効率的・効果的な法人運営体制の構築		19	A	A	A	S		A		39 頁	
2 人材の確保・育成											
3 効率的・効果的な業務運営											
(1) 働きやすい勤務環境の整備											
(2) 弾力的な予算執行											
第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置											
1 財務内容の改善		20	A	C	C	B		C		41 頁	
(1) 収入の確保											
(2) 適切な支出の徹底											
第 10 その他業務運営に関する重要事項											
1 病院運営における DX の推進		21	B	B	B	B		B		43 頁	
2 施設・設備の整備											
3 適正な業務運営の確立											
(1) 危機管理体制の強化											
(2) 情報セキュリティ・個人情報保護 の徹底											
(3) コンプライアンスの推進											
4 発信力の強化											
5 関係機関との連携											
6 外部からの意見聴取											

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(2) 各医療の提供

各病院等の医療機能に応じて、他の医療機関等との適切な役割分担と密接な連携のもと、次のとおり医療を提供する。

項目	中 期 計 画
1	(2) 各医療の提供 ア がん医療 ○ 様々な治療法を組み合わせた最適な医療を提供するとともに、先進的な医療機器を活用した手術や放射線治療、患者・家族のQOLを高める緩和ケアなど質の高いがん医療を提供する。 ○ がんの遺伝子情報に基づいた最適ながんゲノム医療を提供する。 ○ 一般医療機関では対応が難しい難治性がんや再発がん、希少がんや他の疾患を併せ持つがん患者に高度で専門的ながん医療を適切に提供する。 ○ AYA世代のがん患者に適切な医療と必要な療養環境を提供するとともに、患者のライフステージに応じた相談支援を着実に実施する。 ○ 初期から終末期まで全体にわたってサポートし、患者や家族に寄り添うがん医療を提供する。 ○ 精密検査が必要とされた検診受診者に高度な技術と高い精度の診断を実施する。

評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)

- 各病院において手術、放射線治療及び薬物療法を組み合わせた集学的治療を継続的に提供し、都道府県がん診療連携拠点病院である駒込病院を中心として高度専門医療を提供した。また、多摩総合医療センター東館の整備に伴うPET-CTや内視鏡を活用し、都民に対し精度の高い診断及び適切な治療を行った。
 - ロボット支援下手術について、手術対象部位の拡大や、人員体制の強化・運用改善等により手術件数の増加を実現した。また、放射線治療についても、駒込病院及び多摩北部医療センターで従来より高性能な放射線治療装置を導入したことや、多摩総合医療センターではIMRT（強度変調放射線治療）の適応疾患を拡大したことにより実施件数を伸ばすなど、低侵襲で質の高いがん医療を提供した。
 - 多摩総合医療センターをはじめ4病院において、外来化学療法室の増床を行い、外来化学療法の実施件数を増加させたほか、墨東病院や多摩北部医療センターでは運用改善により待ち時間の短縮、安全性の向上を図るなど、治療提供体制の充実により、積極的に薬物療法を提供した。
 - がんゲノム医療については、駒込病院、多摩総合医療センターにおいてエキスパートパネルの実施体制を整備・強化し、遺伝子パネル検査の拡充を進めた。また、CAR-T療法等の先進的治療の実施拡大や、希少がんセンターの設置による診療科横断の治療体制の整備など、難治性・希少がんへの対応力を向上させた。
 - 多職種によるチーム医療を推進し、各病院において緩和ケアチームによる介入やAYA世代のがん患者に対する支援の充実等、相談支援体制を整備することで、診断・治療から療養生活に至るまで、患者及び家族に対する切れ目のない支援を行った。
- ⇒ ロボット支援下手術や高精度放射線治療、薬物療法の体制強化等により集学的治療を推進し、さらにがんゲノム医療や難治性がんへの対応など、多面的に高度医療の提供体制を強化するとともに、多職種によるチーム医療推進により、患者及び家族に対する切れ目のない支援を行い、各病院がそれぞれの役割に応じた機能を発揮しながら高度医療と患者支援の両面から取組を発展させてきたことは高く評価できる。

項目	中 期 計 画
2	(2) 各医療の提供 イ 精神疾患医療 ○ 症状に応じた質の高い精神疾患医療を適切に提供するとともに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科救急医療、精神科身体合併症医療など一般医療機関では対応が難しい専門性の高い精神疾患医療を着実に提供する。 ○ 症状及び行動障害が著しい認知症患者に専門的な医療等を提供する。 ○ 幼児期から思春期における様々な精神疾患等に対し、こころとからだを総合した質の高い児童・思春期精神科医療を提供する。 ○ 精神疾患を有する患者の権利擁護を推進するとともに、地域の医療機関等と連携し、入院患者の円滑な地域生活への移行を積極的に支援する。 ○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、入院・通院が決定した患者に専門的な精神疾患医療を適切に提供する。

評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)

- 精神科救急医療について、都からの依頼に基づき東京都精神科夜間休日救急診療事業による搬送患者を着実に受け入れたほか、東京都精神科身体合併症医療事業に参画し、精神科と他科が連携しながら治療を提供した。また、コロナ禍においては、新型コロナ陽性の精神疾患患者を積極的に受け入れるなど、症状に応じた質の高い精神疾患医療を提供した。
 - 松沢病院では、令和5年3月にアルコール健康障害の東京都依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関に指定され、アルコール依存症等の患者に専門的で質の高い医療を提供するとともに、人材育成や情報発信にも積極的に取り組んだ。また、令和6年7月には東京都摂食障害支援拠点病院に指定され、相談支援の実施や専用サイトの運営など、摂食障害患者が地域で適切な援助を受けられるよう支援するなど、一般医療機関では対応が難しい専門性の高い精神疾患医療を提供した。
 - 小児総合医療センターでは、コロナ禍以降増加した小児の摂食障害に対し、院内各部門の連携のもと、発症や重症化の予防に向けた早期介入・早期支援に取り組んだ。また、大塚病院では、限局性学習症に対し、療育指導や家族支援に取り組むなど、質の高い児童・思春期精神科医療を提供した。
 - 東京都認知症疾患医療センター（地域拠点型）に指定されている松沢病院や荏原病院をはじめ、各病院において、「もの忘れ外来」等による診療や療養支援、入院中の認知症患者に対する精神科リエゾンチームや認定看護師等によるケアを実施したほか、認知症抗体医薬による治療体制の整備を推進するなど、症状及び行動障害が著しい認知症患者に対する専門的な医療等を提供した。
 - 医療観察法に基づく医療について、入院・通院が決定した患者に対して、専門的な医療と社会復帰支援を適切に提供するとともに、令和7年度には、他の指定入院医療機関との施設間交流研修制度を導入し、職員の知見を広げた。
- ⇒ 松沢病院をはじめとする各病院において、新型コロナ陽性の精神疾患患者を積極的に受け入れつつ、一般医療機関では対応が難しい精神科救急医療、精神科身体合併症医療、児童・思春期精神科医療等、専門性の高い精神疾患医療を着実に提供した。また、松沢病院では、精神科の専門医療における都の拠点として、人材育成や情報発信にも積極的に取り組み、地域の精神疾患医療の質の向上に努めたことは高く評価できる。

項目	中 期 計 画
3	(2) 各医療の提供 ウ 救急医療 ○ 東京ERの運営など救急医療体制を確保し、総合的な救急医療を着実に提供する。 ○ 二次救急医療及び三次救急医療を担い、脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の積極的な受入れを推進する。 ○ 精神科身体合併症患者や小児の重症患者など一般医療機関では対応が難しい専門性の高い救急医療を積極的に提供する。
評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)	
○ コロナ禍においては、新型コロナ対応との両立を考慮しながら、地域の医療ニーズに臨機応変に対応するとともに、各病院の機能に応じて三次救急医療、二次救急医療を着実に提供した。 ○ 法人全体で、断り症例の分析や救急隊・地域医療機関との連携強化、救急救命士の活用、ベッドコントロール体制の整備等による受入体制の強化に継続的に取り組んだ結果、コロナ禍以降、救急入院患者数、救急車搬送患者数、救急応需率、いずれも増加傾向にあり、安定的な救急医療を提供した。 ○ 小児総合医療センターでは、東京都こども救命センターとして、365日24時間体制で総合的な救急医療サービスを提供し、毎年度9割以上の高い救急応需率を維持している。 ○ 複数の病院で急性大動脈スーパーネットワーク及び東京都CCUネットワークに参加しており、高齢化に伴い増加が予想される心疾患患者の受入れを積極的に行うとともに、脳卒中患者に対するt-PA療法を実施するなど、高度急性期医療の提供を着実に行った。 ○ 東京都精神科夜間休日救急診療事業や東京都精神科身体合併症医療事業に参加し、緊急入院依頼等に迅速に対応するとともに、精神科と他科の連携、病院間での連携を推進しながら、適切な治療を提供した。また、小児の重症・重篤患者など、一般医療機関では対応が困難な専門性の高い救急医療を提供した。 ⇒ 各病院で受入体制の強化に取り組み、安定的な救急医療を提供したほか、小児総合医療センターにおける高水準の応需率の維持、脳血管疾患や心疾患患者の受入れ、精神科身体合併症患者等への対応など、総合的かつ高度、専門的な救急医療を着実に提供したことは高く評価できる。	

項目	中 期 計 画
4	(2) 各医療の提供 エ 災害医療 ○ 都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を適切に提供する。 ○ 減災対策の取組を病院間で共有するとともに、災害医療に必要な知識や技術等に関する研修等を通じて、各病院等の災害対応力を強化する。 ○ D M A Tや医療救護班等の大規模災害時等に必要となる人材を養成し、派遣要請に着実に対応する。 ○ 大規模災害等に備え、平時から、関係機関等を対象とした研修や合同訓練等の実施を通じ、連携体制を強化するとともに、減災対策の普及啓発に取り組み、地域の災害対応力の向上を図る。
評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)	
○ 能登半島地震に際しては、現地活動拠点を独自に設置してD M A T等を速やかに派遣するなど、切れ目のない支援を実施したほか、令和6年度には金沢大学附属大学病院小児科と連携し、現地の医療機関へ小児科医師を派遣した。 ○ 令和5年度からは、危機管理統括部長及び危機管理対策委員会の設置により一元的な危機管理体制を構築したほか、法人本部と全都立病院が参加する合同防災訓練、自宅近くの都立病院に参集した他病院の職員を応援業務に従事させる受援対応訓練を実施するなど、法人全体の災害対応力の強化を図った。 ○ 災害時における医療救護班の円滑な編成・派遣のための基本的な事項を定めた「東京都立病院機構医療救護班活動ガイドライン」の策定や、複数病院による混成医療救護班編成を想定したコミュニケーションの取り方等を学ぶ宿泊型の実地研修の実施など、都からの派遣要請に着実に対応できる体制整備に取り組んだ。 ○ 職員を対象とした研修や、都受託事業である災害拠点精神科（連携）病院等を対象とした訓練において、体験型・実践型の手法を取り入れるなど、法人及び地域の人材育成と減災対策の普及啓発に取り組んだ。 ○ 令和8年1月に実施された関東ブロックD M A T訓練（都内90病院、関東1都6県から1,028人参加）では、平時における協力の一環として、法人が企画から当日の運営までを担い、都の災害医療体制の強化に貢献した。 ⇒ 能登半島地震への対応では、D M A T等の速やかな派遣や看護師の継続的な派遣など、被災地支援に貢献したことは高く評価できる。また、有事対応を統括する司令塔として法人内に危機管理委員会を設置し、全都立病院が迅速かつ統一的に対応するための体制を整備したことも高く評価できる。引き続き、他医療機関も対象とした実践型の研修・訓練の実施等により、東京全体の災害対応力の向上に寄与することを期待する。	

項目	中 期 計 画
5	(2) 各医療の提供 オ 島しょ医療 ○ 24時間365日島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、東京都立広尾病院を中心に各病院が連携して質の高い島しょ医療を提供する。 ○ 島しょ地域の医療機関との連携を強化し、ICTの活用等による診療支援を積極的に行うとともに、島しょ医療を支える人材の育成に取り組む。 ○ 島しょ地域の医療機関等との連携を強化し、退院（帰島）後の療養生活への円滑な移行を着実に支援する。
評 定 : A（中期目標の達成状況が良好である）	
○ 広尾病院において、島しょ地域の救急患者受入れのために屋上ヘリポートを24時間運用するなど、島しょから都内医療機関への救急患者搬送について積極的に対応し、計画期間を通じて全体の9割以上を都立病院で受け入れた。 ○ 島しょ地域の患者や付き添いの家族等が来院した際に利用できる患者家族宿泊施設について、令和4年度に多摩総合医療センターに施設を開設したほか、広尾病院では、病院建替えに伴う利用停止に際して、近隣にホテルを確保するなど、島しょ患者やその家族のニーズに切れ目なく対応した。 ○ 画像伝送システムによる遠隔画像診断支援に加え、令和4年度からは、5Gを活用した八丈町立病院への遠隔診療支援を開始し、令和7年度には、大島医療センターに腎臓内科医を派遣し専門外来を開設するなど、島しょ医療の充実に貢献した。また、島しょの医師・看護師向けに講義を継続するなど、島しょ地域における医療人材の育成に取り組んだ。 ○ 少人数で島しょ医療を支える医師の研修、休暇等の機会確保を支援するため、医師の不在時に代診医を派遣した。また、退院（帰島）後の療養生活への円滑かつ着実な移行のため、退院調整WEBカンファレンスの実施や、島しょ部薬剤師ネットワーク「しまやくネット」との連携を開始するなど、島しょ地域の医療機関等との連携強化に取り組んだ。 ⇒ 島しょ地域からの救急患者等の受入れを着実に行ったほか、計画期間中、5Gを活用した遠隔診療支援の開始、医師派遣による専門外来の開設、島しょ地域の医療機関等との連携強化及び人材育成など、質の高い島しょ医療提供のために、積極的に取り組んだことは高く評価できる。今後も、東京都へき地医療拠点病院である広尾病院を中心に、法人全体で島しょ地域における医療の充実に向けた取組推進に期待する。	

項目	中 期 計 画
6	(2) 各医療の提供 力 周産期医療 ○ 地域における役割に応じて、質の高い周産期医療を提供するとともに、ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を積極的に提供する。 ○ 緊急に母体救命処置が必要な妊産婦等を確実に受け入れる。 ○ 一般医療機関では対応が難しい未受診妊婦や精神疾患合併母体の周産期管理などの社会的リスクを抱えた妊産婦に対して、適切な医療等を提供する。 ○ 自治体をはじめとする関係機関等との連携を強化し、妊産婦等への相談支援体制を充実する。 ○ 地域の医療機関等との連携を強化し、NICU等での治療を終えた入院児の円滑な退院や在宅移行への支援を推進する。
評 定 : S (中期目標の達成状況が極めて良好である)	
○ 地域の病産院や消防機関等から搬送要請のあったハイリスク妊産婦や新生児を着実に受け入れ、母体搬送受入件数や超低出生体重児取扱件数を令和4年度から着実に増やした。また、コロナ禍では、陽性の妊婦を積極的に受け入れた。 ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターである墨東病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センターでは、院内各科が連携し、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦等を確実に受け入れた。また、各病院において、一般医療機関では対応が難しい未受診妊婦や精神疾患を合併している妊産婦等の受け入れを積極的に行った。 ○ 令和6年5月に多摩北部医療センターで産婦人科の標榜を開始し、周産期医療体制を強化した。また、5病院で不妊治療相談を実施するとともに、大塚病院で生殖補助医療の開始準備を進めた。 ○ 豊島病院及び墨東病院において、母乳育児相談外来を拡充した産後ケア外来を開始したほか、各病院で産後ケア事業の受託を拡大し、産後も安心して子育てができるよう相談支援体制の充実に向けて取り組んだ。また、分娩取扱施設全5病院で無痛分娩を開始・拡充するなど、患者ニーズに対応した分娩体制の強化を推進した。 ○ 墨東病院と小児総合医療センターのNICUにおいて、NICAP（新生児、早産児の成長発達と親子の関係性を育むことを目的とした神経行動発達理論に基づくケアモデル）を推進するとともに、ファミリーセンタードケアを推進するリーダー的職員の育成を行う等、新生児・早産児の発達と親子関係を支援する取組を積極的に行った。また、NICU入院児支援コーディネーターを配置し入院早期から退院支援を行い、NICU等での治療を終えた入院児の円滑な退院や在宅移行の推進に継続的に取り組んだ。 ⇒ 総合周産期母子医療センターを中心に、都の周産期医療のセーフティネットとしてハイリスク妊産婦や超低出生体重児を積極的に受け入れたほか、一般医療機関では対応が難しい未受診妊婦や精神疾患を合併している妊産婦等への対応を着実に行ったことは大いに評価できる。また、産後の相談支援体制の充実に係る取組、生殖補助医療開始に向けた準備等、患者ニーズに柔軟に対応し、切れ目のない周産期医療を推進したことも大いに評価できる。	

項目	中 期 計 画
7	(2) 各医療の提供 キ 小児医療 ○ 症状に応じた質の高い小児医療を適切に提供するとともに、小児がんや小児慢性特定疾病、脳神経・筋疾患など希少疾患や難治性疾患に対して、先進的かつ専門性の高い小児医療を適切に提供する。 ○ 重症・重篤な患者や入院を要する救急患者を積極的に受け入れる。 ○ AYA世代の患者に対し、適切な医療と必要な療養環境を提供するとともに、就学や就労など患者のライフステージに応じた相談支援を着実に実施する。 ○ 小児医療から成人医療への円滑な移行に向けて、患者の成長に合わせた適切な移行期医療を提供するとともに、患者や移行期医療に取り組む医療機関等に対する相談支援を実施する。 ○ 幼児期から思春期における様々な精神疾患に対し、質の高い児童・思春期精神科医療を提供する。 ○ 地域の医療機関等との連携を強化し、地域における医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援する。

評 定 : S (中期目標の達成状況が極めて良好である)

- 東京都こども救命センターである小児総合医療センターにおいて、新型コロナやRSウイルス感染症等の流行時にも積極的に救急患者を受け入れ、高水準の救急応需率を維持した。また、令和6年4月に多摩総合医療センターとの連携により複雑型先天性心疾患等に対応した「先天性心疾患・小児循環器センター」を開設するなど、循環器系疾患をはじめとする重症・重篤患者を積極的に受け入れた。
 - 小児総合医療センターでは、AYA世代患者の交流の場の提供等に取り組んだほか、東京都教育庁と連携し、入院中においても単位認定が可能なオンライン授業を支援するなど、AYA世代の療養環境の充実を図った。また、AYA世代がん相談情報センターにおいて、他院の患者・家族も含め、患者のライフステージに応じた相談支援を着実に実施した。
 - 東京都移行期医療支援センターである小児総合医療センターにおいて、患者・家族や医療機関の相談支援を実施するなど、関係機関等とのネットワーク構築を推進した。
 - 小児総合医療センターにおいて、一般医療機関では対応が難しい児童・思春期の精神疾患に対して適切な治療を提供するとともに、発症や重症化の予防に向けた早期介入・早期支援に取り組んだ。
 - 小児総合医療センター及び大塚病院では、令和4年9月に都から「東京都医療的ケア児支援センター」の運営を受託し、医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行に向けた相談支援を実施したほか、小児総合医療センター、豊島病院、墨東病院等において、医療的ケア児に対するレスパイト入院の実績を着実に増加させている。
- ⇒ コロナ禍を含め、計画期間を通じて小児救急や重症・重篤な患者を積極的に受け入れ、高度で専門的な質の高い小児医療を提供したほか、希少疾患や難治性疾患等に対しても先進的かつ専門性の高い小児医療を適切に提供し、地域で不足する小児医療の維持・充実に貢献した。また、関係機関と連携しながら、AYA世代や移行期の患者・家族に対する相談支援を着実に行うとともに、医療的ケア児のレスパイト入院を積極的に受け入れたことも大いに評価できる。

項目	中 期 計 画
8	(2) 各医療の提供 ク 感染症医療 ○ 都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の感染症医療提供体制を整備するとともに、感染症指定医療機関の役割に応じた感染症医療を着実に提供する。 ○ 感染症専門医を確保するとともに、他の医療機関等と連携して感染症や合併する症状に対応できる総合診療医を育成する。 ○ 感染管理認定看護師などの専門性を有する看護師の確保・育成を図る。 ○ 感染管理に関する教育・訓練を行うなど、有事の際に即戦力となる看護師等を育成し、法人全体の感染症対応力の強化に取り組む。 ○ 都や保健所等の関係機関との連携を強化し、定期的な患者受入訓練の実施や職員を派遣しての感染管理に関する指導・助言等を行うなど、地域ニーズに応じた地域の感染症対応力の強化に貢献する。

評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)

- 新型コロナ対応について、各病院の有する機能や役割に応じて、重症・中等症の患者や、新型コロナが軽症でも基礎疾患のある患者、小児、妊婦、透析患者、精神疾患患者等を積極的に受け入れた。また、オミクロン株の特性を踏まえ、重症化リスクの高い高齢者への対応力を強化するため、都との協定に基づき高齢者等医療支援型施設（府中）を運営し、多くの高齢患者を受け入れた。
 - 新型コロナの5類移行後も、病床の確保、発熱外来や高齢者等医療支援型施設（府中）の運営、後遺症相談窓口での対応等、様々な取組を継続し、都における通常の医療提供体制への円滑な移行に貢献した。
 - 新興感染症等の発生・まん延時に病床確保等を行う第一種協定指定医療機関として、令和6年4月に、全都立病院が都と医療措置協定を締結するなど、新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の確保のために備えを進めた。
 - 駒込病院や墨東病院で、都や保健所等と連携した一類感染症対応訓練を実施しているほか、他病院においても保健所や地域の医療機関と連携した合同カンファレンスや訓練、セミナーの開催等を毎年度行うなど、地域の感染症対応力の向上に継続して取り組んだ。
 - 新型コロナ対応の経験を生かして、都立病院として新興・再興感染症発生時に地域の医療ニーズに迅速に対応するため、令和7年4月に「新興感染症発生時における危機管理の手引き」を策定した。
 - 令和5年度に策定した「東京都立病院機構総合診療専門研修プログラム」に基づき、都立病院や連携している都内の他病院の専攻医に対して感染症に関する専門講座を実施し、感染症や合併する症状にも対応できる総合診療医の育成に取り組んだ。また、看護職員の感染症対応力強化のための、育成プログラムをベーシック、アドバンス及びエキスパートの3階層において実施した。
- ⇒ 新型コロナ対応について、重症・中等症の患者や、軽症でも基礎疾患のある患者、小児、妊婦、透析患者、精神疾患のある患者等を積極的に受け入れるとともに、新型コロナの5類移行後も、都と連携して様々な取組を継続したことは高く評価できる。また、計画期間を通じて、関係機関との連携による訓練及び研修等を実施するなど、感染症医療に専門性を有する人材の育成に係る様々な取組を行ったことも高く評価できる。

項目	中 期 計 画
9	(2) 各医療の提供 ケ 難病医療 ○ 症状に応じた質の高い難病医療を適切に提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい脳・神経系難病、免疫系難病（リウマチ・膠原病系、消化器系）等に対して、高度で専門的な難病医療を積極的に提供する。 ○ 早期の診断・治療から進行期の診療・ケア、地域での療養支援に至る一貫した難病医療を提供する。 ○ 患者等の状況に応じた相談支援等を着実にを行うとともに、地域の医療機関等のニーズに応じ、難病患者の在宅療養に関する技術支援を積極的に行う。
評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)	
○ 多摩メディカル・キャンパスにおいて、神経病院を中心に多摩総合医療センター、小児総合医療センターの3病院が連携し、指定難病の9割以上に対応可能な体制を確保し、難病医療を幅広く提供した。特に、都の神経難病の拠点である神経病院で、疾患領域別センター（ALS/MNDセンター、パーキンソン病・運動障害疾患センター、てんかん総合治療センター）を運営し、高度で専門的な難病医療を提供した。 ○ 駒込病院では、令和5年度にIgG4関連疾患センターを設立し、駒込病院から提唱された新しい疾患であるIgG4関連疾患について、院内各科の連携を深化させ、地域からのニーズに応えられる体制を整備した。また、小児総合医療センターでは、令和5年度に炎症性腸疾患（IBD）センターを開設し、小児期発症IBDについて、多職種チームによる治療や移行期医療に積極的に取り組むなど、各病院の機能に応じた難病医療を提供した。 ○ 神経病院で、東京都多摩難病相談・支援室や患者・地域サポートセンターにおいて、患者のニーズに応じた相談支援の提供を行うなど、診断・治療から地域での療養支援・在宅診療に至る一貫した難病医療を提供した。また、地域の医療機関等のニーズに応じた難病看護研修を開催するなど、地域における難病患者の在宅療養に関するケア技術の向上を支援した。 ○ 日野市立病院で令和6年4月から、神経内科外来を開始するため、神経病院の医師を派遣し地域の難病医療体制の確保に貢献した。 ⇒ 神経病院における3つの疾患領域別センター、駒込病院及び小児総合医療センターにおける専門センターの運営、患者ニーズに応じた相談支援や地域医療機関への技術支援の提供等、難病医療を着実に提供したことは評価できる。引き続き、高度で専門的な難病医療の提供や地域との連携強化に取り組んでほしい。	

項目	中 期 計 画
10	(2) 各医療の提供 コ 障害者医療 ○ 一般医療機関では対応が難しい障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供する。 ○ 地域の医療機関等への技術支援やネットワークの強化、患者の急変・増悪時等における受入れの強化等を通じて、障害者の在宅療養への移行を支援する。
評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)	
○ 東京都精神科身体合併症医療事業に参画し、精神科と身体科の連携や病院間での連携により精神科身体合併症医療を提供した。また、全身麻酔下での歯科治療等、一般医療機関では対応が困難な患者に対して、地域の医療機関と連携しながら障害者歯科医療を提供した。 ○ 東京都訪問看護教育ステーション事業における研修生の受入れなど、訪問看護ステーション等への技術支援や連携強化に取り組むとともに、在宅療養患者の急変・増悪時の受入れ等に着実に対応することで、障害者の在宅療養への移行を支援した。 ○ 各病院において地域の医療機関と連携し、医療的ケア児を含めた在宅療養の障害児者のレスパイト入院に着実に対応した。小児総合医療センターでは令和6年度から短期入院枠を増やし、対象患者を拡大するなど、ニーズに応じた受入体制の充実を図った。 ○ 大塚病院、駒込病院、神経病院では東京都在宅難病緊急一時入院事業に参画し、病床を確保した。神経病院では令和7年度から確保病床を増床し、受入体制を拡充した。さらに、大塚病院、荏原病院、多摩北部医療センターでは、重症心身障害児(者)等短期入所に係る病床確保事業に参画し、入院要請に着実に対応した。 ⇒ 障害者の合併症医療や障害者歯科医療を着実に提供したほか、地域への技術支援、レスパイト入院対応等、障害者を含む在宅療養患者の支援について、体制を充実させながら継続的に取り組んだことは評価できる。引き続き、専門的な障害者医療の提供と地域医療の質の向上に向けた取組を推進してほしい。	

項目	中 期 計 画
11	(2) 各医療の提供 サ 総合診療の提供 ○ 総合診療科を充実し、専門診療科や多職種と連携して入院患者の様々な症候への対応、並びに複数の疾患を有するなど特定の診療科だけでは対応が難しい患者の受入れを行う等、患者に内在する多様な疾患に対して、幅広い視野から包括的かつ全人的な医療を提供する。 ○ 様々な症候に対して適切な初期診療と継続的な診療を提供できる総合診療医について、大学や地域の医療機関とも連携しながら確保・育成に取り組む。
評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)	
○ 令和5年度に「東京都立病院機構総合診療専門研修プログラム」を策定し、令和6年度は広尾病院でモデル実施、令和7年度以降は、駒込病院、多摩総合医療センター、多摩北部医療センター及び松沢病院に、広尾病院の成果を展開することで、着実に専攻医の育成に取り組んだ。 ○ 総合診療医の有効性を見据え、都全体で総合診療医を育成していくために、都立病院が中心となり総合診療専門医の育成プログラムを持つ医療機関の連携強化を図り、質の高い魅力的な育成プログラムを醸成していく、アライアンス体制を構築した。 ○ 国内外から講師を招へいし、レクチャーやワークショップ、シンポジウム等、様々な取組を積極的に実施し、都立病院及びアライアンス施設の専攻医等に対する質の高い教育環境づくりに継続して取り組んだ。 ○ 令和7年度からは、総合診療能力を有する医師を地域に増やすため、東京都医師会、東京都病院協会と連携して「東京総合診療アドバンスドプログラム」を開始し、初年度は39人が参加した。開始にあたっては、プログラム及びオリジナルの教育コンテンツの内容について、法人が中心となって検討するなど、地域医療の充実に貢献した。 ○ 広尾病院では、病院における総合診療体制のあり方の検討及び実践が行われ、病院総合診療科を中心に、高齢者救急への対応強化、院内各診療科との共同診療による専門診療科の負担軽減と手技への集中、地域連携の強化等、病院全体の患者対応力を向上させた。 ⇒ 今後さらに増加が見込まれる高齢者の医療需要や、医師の診療科偏在への処方せんとして、総合診療が有効とされる中で、全国に先駆けて専門研修プログラムを策定し、東京全体の総合診療機能の強化に積極的に取り組んできたことは高く評価できる。一方で、専攻医育成数の増加や総合診療医の裾野の拡大、広尾病院における成果の横展開等、さらなる取組の余地も残されている。今後の継続した取組を通じ、総合診療の一層の充実に大いに期待する。	

項目	中 期 計 画
12	(2) 各医療の提供 シ その他の行政的医療、高度・専門的医療等の提供 ○ 難治性のアレルギー疾患医療など、一般医療機関では対応が難しい行政的医療をはじめとする質の高い医療を適切に提供する。 ○ 都内で働く外国人や都内に在住する外国人の増加を見据え、多言語に対応可能な体制の整備等により、外国人患者に適切な医療を提供する。 ○ 高齢化に伴い増加が予想される脳血管疾患医療や心疾患医療などの地域で必要とされる医療を積極的に提供する。 ○ 内視鏡手術や腹腔鏡下手術、血管内治療など、身体に負担が少ない低侵襲な医療を提供する。 ○ 新たな医療課題や地域の医療課題に積極的に対応する。
評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)	
○ 東京都アレルギー疾患医療拠点病院である小児総合医療センターでは、重症及び難治性のアレルギー疾患に対して専門性の高い医療を提供し、令和4年度から新入院患者数を増加させるとともに、講習会の開催など都民への普及啓発活動に取り組んだ。 ○ 内視鏡検査・治療、鏡視下手術、心臓・血管カテーテル、ロボット支援下手術といった身体に負担が少ない手術等を推進し、実績を増加させた。大久保病院における生体腎移植については、一定の実績を維持しつつ、地域の医療機関との連携強化に取り組んだ。 ○ 各病院において、外国人向け医療コーディネーターや医療通訳の配置に加え、自動翻訳機やビデオ通話等を活用し、外国人患者に適切な医療を提供した。特に、大久保病院では、令和7年度に国際診療センターを開設し、増加するインバウンドへの対応力強化を図った。 ○ 急性大動脈スーパーネットワークに3病院、東京都CCUネットワークに6病院が参画し、高齢化に伴い増加が予想される脳血管疾患医療、心疾患医療、消化器医療等を適切に提供した。 ○ 大久保病院では、令和5年度に婦人科や乳腺外科、整形外科が連携した「女性医療センター」を、多摩総合医療センターでは、令和7年度に女性ヘルスケア外来、プレコンセプションケア外来、女性専用外来を有する「女性ヘルスケアセンター」を開設し、思春期から高齢期まで、女性のライフステージに応じた健康課題に対し、専門的かつ包括的な医療を提供した。 ⇒ 内視鏡手術、ロボット支援下手術など身体に負担の少ない手術を推進し、実績を伸ばしたこと、アレルギー疾患、脳血管疾患、消化器疾患等の様々な疾患及び外国人患者にも着実に対応したことは高く評価できる。引き続き、行政的医療の提供と、新たな医療課題・地域の医療課題への対応に努めてほしい。	

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

災害や公衆衛生上の緊急事態に対して、人的・物的資源を最大限活用し、各病院等が機動的に対応していくとともに、都の方針の下、都や関係機関と連携し、率先して取り組む。

項目	中 期 計 画
13	(1) 災害医療における緊急事態への対応 ○ 緊急事態においては、都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、重症者等を積極的に受け入れるなど、求められる災害医療を確実に提供する。 ○ 災害発生状況に応じた診療体制の見直しなどにより、効率的・効果的な患者受入体制を整備する。 ○ 都内だけでなく都外における大規模災害発生時にも、都の要請の下、DMATやDPATの派遣を行う。 ○ 災害に対する緊急対応が生じた場合は、取組を検証する体制を構築し、求められる取組について法人全体で検討を行う。 (2) 感染症医療における緊急事態への対応 ○ 緊急事態においては、都の方針の下、都や保健所等の関係機関と連携しながら、感染症指定医療機関を中心に法人全体で感染症患者を積極的に受け入れるなど、求められる感染症医療を確実に提供する。 ○ 感染状況に応じて、専門人材を機動的に集約するとともに、各病院の診療体制の再編などにより専用病床を拡充し、効率的・効果的な感染症医療提供体制を整備する。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の治療後や療養後の息苦しさ、呼吸機能をはじめとした後遺症の相談に着実に対応する。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症への緊急対応が生じた場合は、取組を検証する体制を構築し、求められる取組について法人全体で検討を行う。 ○ 都や保健所等と連携し、クラスターが発生した地域の施設等に職員を派遣して感染管理に関する指導・助言等を行うなど、要請に応じ地域の施設等における感染拡大防止のための支援を行う。

評 定 : S (中期目標の達成状況が極めて良好である)

- 新型コロナ対応については、各都立病院の有する機能や役割に応じて、重症・中等症の患者、軽症でも基礎疾患のある患者、高齢者、小児、妊婦、透析患者、精神疾患患者等を積極的に受け入れた。また、広尾病院、豊島病院、荏原病院では通常診療を制限し、新型コロナ対応に注力するなど、法人の総力を挙げて、国難とも言える緊急事態に率先して対応した。
 - 新型コロナの5類移行後も、病床の確保、発熱外来や高齢者等医療支援型施設（府中）の運営、後遺症相談窓口等、様々な取組を継続し、都における通常の医療提供体制への円滑な移行に貢献した。
 - 新興感染症等の発生・まん延時に病床確保等を行う第一種協定指定医療機関として、令和6年4月に、全都立病院が都と医療措置協定を締結するなど、新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の確保のために備えを進めた。
 - 能登半島地震に際しては、現地活動拠点を独自に設置して、DMATをはじめ、医師、看護師など延べ111人の継続的な派遣により切れ目のない被災地支援を実現するなど、法人本部と全都立病院が協働して対応に当たった。また、令和6年度には金沢大学附属大学病院小児科と連携し、現地の医療機関へ小児科医師を派遣した。
- ⇒ 法人の総力を挙げて新型コロナ対応に注力し、重症・中等症の患者や他医療機関では対応が難しい患者等を積極的に受け入れるとともに、5類移行後も、高齢者等医療支援型施設（府中）の運営や後遺症相談窓口等の取組を継続するなど、都からの要請に柔軟に対応した。能登半島地震への対応でも、DMAT等の迅速かつ継続的な派遣による切れ目のない被災地支援を行うなど、緊急事態において、率先して公的病院に求められる役割を果たしたことは大いに評価できる。

3 地域医療の充実への貢献

項目	中 期 計 画				
14	(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組 ○ 地域ニーズを踏まえ、地域の医療機関等との連携を強化することにより地域包括ケアシステムの構築を支援する。 ○ 14病院それぞれの特性や強みを生かしながら、地域の医療機関との機能分担と連携を一層推進して、紹介率、返送・逆紹介率の向上を図る。 ○ 地域の医療機関とも連携し、高齢化に伴い増加が予想される疾患など地域において不足する医療に着実に対応する。 ○ 地域の医療機関では対応が難しい、急変・増悪時における患者受入れに着実に対応する。 ○ 患者・地域サポートセンターの機能の充実を図り、医療機関、介護施設、自治体等との連携を強化する。 ○ ICTによる地域医療ネットワークを活用し、患者の診療情報の共有を推進することで、在宅療養生活を支える地域の医療機関・介護事業者等を支援する。 ○ 相談支援や転退院支援の取組を充実し、在宅療養等への移行を推進する。 ○ 地域の医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師等の多様な職員による技術協力や、地域の医療従事者の研修受入れ等を積極的に行い、地域医療を支える人材の育成を支援する。 目標値（令和8年度） <table border="0"> <tr> <td>紹介率</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>返送・逆紹介率</td> <td>76%</td> </tr> </table>	紹介率	73%	返送・逆紹介率	76%
紹介率	73%				
返送・逆紹介率	76%				

評 定 : A (中期目標の達成状況が良好である)

- 連携訪問の強化や高度医療機器の共同利用の推進、病院救急車の拡充・活用を進めたほか、広尾病院と小児総合医療センターが新たに地域医療支援病院の指定を受けるなど、各病院が地域との連携強化に取り組んだ結果、令和7年度末は紹介率78.0%、返送・逆紹介率90.0%であり、令和8年度末における目標値とともに達成する見込みである。
 - 都立病院に対する地域の医療ニーズを把握するため、各病院における運営協議会のほか、令和6年度に連携医療機関へのアンケートを実施するなど、今後の病院運営と連携体制の強化につながる情報を収集した。
 - 退院調整業務の効率化を図るための入退院支援システムや、患者サービス向上等に資する医療介護用SNSを導入する病院を拡大させたほか、松沢病院以外の病院で東京総合医療ネットワークに参画するなど、法人全体でICTを活用した地域連携の取組を推進した。
 - 全都立病院に患者・地域サポートセンターを設置し、地域の医療機関等との退院時合同カンファレンスや多様な相談への対応を実施するとともに、訪問看護同行支援等により、在宅療養生活を支える地域の医療機関・介護事業者等を積極的に支援した。
 - 急性心血管疾患等の医療の提供や急性増悪時の患者受入れに着実に対応するとともに、研修会や出前講座の開催等を通じた地域医療を支える人材の育成や技術支援等を実施し、地域包括ケアシステムの充実に医療面から貢献した。
- ⇒ 地域の医療ニーズを適切に捉えながら、病院救急車の活用や、急性増悪時の患者受入れを行うとともに、医療介護用SNS等のICTの活用、相談支援・転退院支援の充実や地域の医療人材育成・技術支援等を着実に実施することで、地域における機能分担・連携強化を推進し、地域包括ケアシステムの深化に貢献したことは高く評価できる。

項目	中 期 計 画
15	(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発 ○ 疾患や治療・予防に関する情報を積極的に発信し、都民の健康増進やフレイル予防、疾病予防に向けた普及啓発を推進する。
評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)	
○ 法人公式LINEアカウントの開設や健康づくりの情報を掲載した広報誌「都立病院 発！ヘルサポ通信」の発刊のほか、イベント情報の集約・発信や、報道機関向けに取材先の医師等をまとめたコメンテーターリストのホームページへの公開等を通じて、情報発信に継続的に取り組んだ。 ○ 計画期間を通じて、都民向け公開講座や患者参加型イベント、出張講座等を各病院で実施し、疾病予防やフレイル予防に関する知識の普及啓発を推進した。また、島しょ地域での講座開催や、小・中学校でのがん教育の実施等、各病院の特性に応じた取組を展開し、地域に根差した健康増進活動を実施した。 ○ T o k y oヘルスケアサポーター養成講座については、生活習慣病や認知症等をテーマとした講演会の開催に加え、学術団体との共催や地域イベントとの連携を進めるなど、都民の受講機会の拡充を図った。また、東京都住宅政策本部及び東京都住宅供給公社との連携による地域住民向けイベントの実施等、関係機関との協働を通じた普及啓発を推進した。 ⇒ 情報発信、講座・イベント、外部連携を組み合わせた多面的な普及啓発の取組が着実に実施され、媒体の多様化や連携の拡充などにより内容の充実が図られたことは評価できる。引き続き発信手法の工夫を重ねながら、都民への健康情報の提供が、さらに効果的に行われることを期待する。	

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

項目	中 期 計 画
16	(1) 患者中心の医療の推進 ○ 多職種によるチーム医療を推進し、質の高い医療を適切に提供する。 ○ 適切なインフォームドコンセント等により、患者の様々な意思決定を支援する。 ○ クリニカルパスを積極的に適用するとともに、適切に見直すことで、良質な医療を効率的に提供する。 ○ 患者や家族が仕事を休まずに治療や検査を受けられる機会を拡大するなど、患者の症状やニーズに応じた治療と生活の両立を支援する。 ○ 患者・地域サポートセンターの相談支援機能を充実するとともに、入退院支援の機能を強化し、患者の円滑な入院・転退院を適切に支援する。 ○ ICTによる地域医療ネットワークを通じた診療情報の共有を推進し、地域の医療機関等との連携を強化することで、円滑な転退院や患者が住み慣れた身近な地域で安心して適切な医療を受けられるよう支援する。 ○ 患者満足度調査を実施してニーズに応じた取組を推進するとともに、接遇能力の向上に努めるなど患者サービスを充実する。 ○ デジタルサイネージの活用や各施設の状況に応じたユニバーサルデザインの導入などにより、高齢者や障害者、外国人など、誰もが安心して適切な医療を受けられる環境整備に取り組む。 ○ 診察待ち時間の有効活用などの利便性の向上に積極的に取り組む。 ○ 広報誌やWEBサイト、SNSの活用、ボランティアと協力したイベントの開催等により、法人や病院等の医療や経営に関する情報を積極的に発信する。 ○ 民間企業や自治体等と連携し、多様な広報媒体を活用するなど、都民に分かりやすい、発信力のある広報活動を推進する。

評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)

- 広尾病院において、ナースプラクティショナーを中心に末梢留置型中心静脈ラインの挿入・管理を行うPICCチームを新たに立ち上げ、タスクシフトの推進に貢献したほか、小児総合医療センターでは、抗菌薬適正使用支援チームが外来での抗菌薬の適正使用に取り組み、全国の医療機関と比較しても優れた成果を残した。
 - 令和6年度に新たな「患者権利章典」、令和7年度には「こども患者権利章典」を制定し、患者中心の医療を実践するための基本的な方針を示した。また、各病院において、入院時重症患者対応メディエーターの配置やアドバンス・ケア・プランニングの指針策定等、患者の意思決定支援に対する取組を行った。
 - 患者・家族の様々な相談にワンストップで対応するとともに、在宅移行や在宅療養を支援する取組を強化するため、全都立病院に患者・地域サポートセンターを設置するなど、入院前から退院後までの療養相談や地域の訪問診療医、訪問看護師とのカンファレンス等を実施し、円滑な入退院支援を行った。
 - 患者満足度調査の結果や患者サービスに関する外部評価等の結果を踏まえ、院内の案内表示やプライバシーの改善、WEB予約や会計アプリの導入による利便性向上を図るなど、ニーズに応じた患者サービスの向上・改善に取り組んだ。
 - 多摩総合医療センター東館においてユニバーサルデザインを導入し、患者や付添者が使用しやすい環境を整えた。また、各病院において、外国人向けコーディネーターや医療通訳を配置したほか、自動翻訳機器、ビデオ通訳の活用等、外国人を含む誰もが安心して適切な医療を受けられる環境を整備した。
- ⇒ 患者中心の医療の提供について、抗菌薬適正使用チームが全国的に見ても優れた成果を残すなど、質の高いチーム医療を推進するとともに、新たな「患者権利章典」の制定等、患者の意思決定支援の取組を推進したことは評価できる。また、患者サービスの向上において、満足度調査や外部評価の結果を活用し、患者ニーズを踏まえたサービス改善を実施したほか、ICTも活用しながら誰もが安心して適切な医療を受けられる環境整備に取り組んだことも評価できる。

項目	中 期 計 画
17	(2) 質の高い医療の提供 ○ 医療の質を可視化するQ I（クオリティ・インディケーター）などの指標を活用し、継続的な改善を通じて医療の質の向上に取り組む。 ○ 医療安全に関する情報共有の推進やインシデント・アクシデント・レポートの効果的な活用・分析等により医療安全管理体制を確保し、実効性の高い予防策・再発防止策の構築に着実に取り組む。 ○ 医療安全推進週間の取組や医療安全研修等により、職員の医療安全に対する意識の一層の向上に取り組む。 ○ 各病院等における医療安全対策の中心的役割を担う人材を育成する。 ○ 地域のニーズに応じ、地域の医療機関等に医療安全研修等を行い、地域全体の医療安全意識の更なる向上に寄与する。 ○ 感染源や感染経路等に応じた予防策や国の薬剤耐性（AMR）対策を踏まえた対応など、院内感染対策の取組を着実に推進する。 ○ 地域の医療機関との連携を強化し、地域ニーズに応じて各医療機関における院内感染対策の向上に寄与する。
評 定 ： B（中期目標の達成状況が概ね良好である）	
○ 医療の質を可視化する臨床評価指標であるQ I（クオリティ・インディケーター）について、令和6年度から全都立病院の共通指標及び目標値を設定し、病院独自指標と合わせて、PDCAサイクルによる着実な運用・管理を行うなど、Q Iの取組体制の構築に取り組み、医療の質を継続的に向上させる体制を強化した。 ○ 全都立病院共通のQ I指標として、インシデント・アクシデント・レポート（I Aレポート）における医師の報告率を設定し、医師からの報告率向上を図るとともに、令和7年度には全都立病院でI Aレポートシステムを統一し、運用の標準化と要因分析の効率化を図るなど、医療安全に関する情報共有の推進や、予防策・再発防止策の構築に着実に取り組んだ。 ○ 医療安全推進委員会の運営やリスクマネジメント研修、安全週間の設定などを通じ、医療安全管理体制の強化に取り組んできた。また、全都立病院が、医療安全対策加算1及び医療安全対策地域連携加算1の施設基準を取得しており、地域の医療機関と連携し、医療安全対策に関する相互評価を行うなど、地域全体の医療安全意識の更なる向上に取り組んだ。 ○ 感染制御チームや抗菌薬適正使用支援チームを中心に、院内ラウンドや研修実施など、院内感染防止及び抗菌薬の適正使用に向けた取組を着実に実施するとともに、地域医療機関との合同カンファレンス、助言・支援を継続的に実施するなど、地域全体における院内感染対策の向上に寄与した。 ⇒ Q Iの活用による医療の質向上、I Aレポートを通じた医療安全の推進やシステム統一による標準化、分析の効率化に加え、地域連携や感染対策の推進等を通じて、安全を担保した医療提供体制の整備を着実に進めたことは評価できる。引き続き、安全で質の高い医療提供体制の整備に取り組んでほしい。	

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

項目	中 期 計 画
18	○ 豊富な症例を生かした臨床研究や医薬品・医療機器開発のための体制を整備し、治験や国家戦略特区を活用した先進医療等を積極的に推進し、医療の質の向上・発展に貢献する。 ○ 診療データの集積・活用に向けた検討を行い、更なる医療の質の向上に取り組む。 ○ 研究機関や大学、企業等との協力・連携による研究や人材育成、研究に対する外部資金の受入れ・活用等の体制を整備し、これらの活動を積極的に進める。 ○ 国の法令やガイドラインに則り、倫理面や安全面に十分に配慮し、質の高い臨床研究等を実施する体制を整備する。
評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)	
○ 豊富な症例を生かした臨床研究や治験等を一層推進するため、令和4年度に教育・研究推進センターを設置した。さらに、令和5年度には臨床研究推進基盤の構築のため、研究推進センターとして運用体制を再構築し、専門人材の配置など体制強化を図ること、各病院における臨床研究・治験の受入れや質の高い研究の遂行を支援した。 ○ 各病院において倫理委員会を適切に運営したほか、令和7年10月に法人全体を統括する中央研究倫理審査委員会を設置することで、倫理面及び安全面に配慮した質の高い臨床研究等を推進する体制を構築した。 ○ 臨床フィールドや教育・研究力等の活用によって、医療の充実・向上などに資することを目的に、大学等と包括連携協定を締結したほか、研究推進センターにおいて、企業等との連携に向けたセミナーを開催するなど、多様な主体と連携した取組を推進した。 ○ 診療現場のデータ分析やビッグデータの活用等を可能とするため、全都立病院の医療情報等を蓄積し利活用する基盤となるデータプラットフォームシステムについて、データの抽出や集計における業務量削減効果を試験的に実証し、電子カルテシステムの標準化・統一化に合わせた本格的な構築に向けて検討を進めた。 ⇒ 研究推進センターを設置・強化し、多様な主体との連携のもと、都立病院全体の臨床研究・治験等の実施拡大に取り組んだほか、データの分析及び活用に向けた検討を進展させたことは評価できる。引き続き、企業等多様な主体との連携やデータプラットフォームの導入による診療データ等の利活用の推進に努めてほしい。	

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

項目	中 期 計 画
19	1 効率的・効果的な法人運営体制の推進 ○ 地方独立行政法人制度のメリットである人事や予算の弾力的な運用等により効率的・効果的な病院運営を行うとともに、自律性・機動性の高い病院運営を実現する運営体制を構築する。 ○ 病院長に適切な権限を設定するとともに、トップマネジメントを支援する体制を構築し、医療課題や患者ニーズ等に機動的に対応する。 ○ 業務フローの見直しや定型業務の集約化などにより、効率的・効果的な業務執行体制を構築する。 ○ DXによる業務改善やペーパーレス化の推進に取り組むとともに、契約事務手続きの簡素化などにより、業務の効率化に着実に取り組む。 2 人材の確保・育成 ○ 職員が有する能力を最大限発揮できる人事・給与制度の構築等により人材を機動的に確保するとともに、キャリアアップ支援等の推進により人材を育成する。 ○ 医療課題やニーズに応じた専門性の高い人材の機動的な確保を図る。 ○ 次代の病院運営を担う病院幹部の計画的な育成に取り組む。 ○ 東京医師アカデミーの取組等により、高い専門性と総合診療能力を兼ね備えた医師の確保・育成に取り組む。 ○ 様々な疾患に対して適切な初期診療と継続的な診療を提供できる総合診療医の確保・育成に取り組む。 ○ 東京看護アカデミーの取組等により、質の高い看護を提供する看護職員の確保・育成に取り組む。 ○ コメディカル職員の専門性を一層高めるための資格取得やキャリア形成を支援する取組などにより、コメディカル職員の確保・育成に取り組む。 ○ 患者ニーズに基づく取組の企画力や病院経営に関する知識を有し、トップの経営判断を支えることができる事務職員の積極的な確保に取り組む。 ○ 専門知識の習得を支援する取組などにより、事務職員の計画的な育成を推進する。 ○ 職員の自主的な業務改善を奨励するとともに、必要な支援を行うことにより、一人ひとりが継続して意欲的に業務改善に取り組む組織風土を醸成する。 3 効率的・効果的な業務運営 (1) 働きやすい勤務環境の整備 ○ 職員の専門的知識、能力及び業績を適切に評価する仕組みを導入するなど、職員が意欲を持って業務に取り組むことができる人事・給与制度を構築する。 ○ ライフスタイルに合わせた多様な働き方が可能となる勤務時間や勤務形態の設定など、職員のライフ・ワーク・バランスに配慮した、働きやすい環境を整備する。

○ ICTを活用した業務効率化の取組や、タスクシフティングの推進、弾力的な人員配置など、職員が専門性を一層発揮できる生産性の高い職場づくりにより、働き方改革を推進する。

○ 特に医師については、国の働き方改革の方針を踏まえ、勤務負担軽減や健康確保などに取り組む。

（２）弾力的な予算執行

○ 予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を構築し、効率的・効果的な病院運営を行う。

○ 機動的な設備投資や柔軟な人員の確保・配置により、診療報酬改定や医療課題に迅速に対応する。

評 定 ： A（中期目標の達成状況が良好である）

○ 他の公的医療機関等との共同調達事業における新法人の設立、近隣の独立行政法人との課題や改善事例に関する情報交換等、効率的・効果的な法人運営を目指す取組を推進した。また、契約締結権限や医師、看護師等の採用権限を各院長へ付与することで、診療報酬改定や病院運営上の課題に迅速に対応できる体制を整備した。

○ 救急救命士やバイオインフォマティクスなど新たな職種の設定や、確保困難な希少職種等に対する人材確保手当の新設、専門資格や業務経験を有する者を対象とした特別選考の実施等、即戦力となる専門人材や法人運営を担う幹部職員の迅速かつ柔軟な確保に取り組んだ。

○ 電子カルテシステムについて、令和7年度に全都立病院を統一ベンダーとする契約締結を行い、令和11年度までに統一を完了する道筋をつけた。また、14病院合同のWGを設置し、音声入力・医療文書作成の生成AI等の導入による業務効率化、データの集約・活用に向けた基盤整備等の検討に取り組んだ。

○ 法人運営の基盤構築・強化に向けたプロジェクトや、DPCコーディング及び診療報酬上の加算等の点検といった収益確保の取組、共同購入の推進や医療機器の台数適正化等、支出削減にかかる取組を各病院と法人本部が協働で推進し、業務効率化による経営力向上、医業収支の改善に取り組んだ。

○ 育児に限定しない短時間勤務の常勤職員や、週4日勤務常勤職員等の制度化など柔軟な雇用形態及び勤務時間の設定を行ったほか、医師の働き方改革への対応、育児時間制度の改正による対象職員の拡大、令和6年度の「ライフ・ワーク・バランス推進方針」の策定等により、働きやすい環境整備を推進した。

⇒ 人事や予算の弾力的な運用等により効率的・効果的な病院運営体制を構築し、専門人材の確保に向けた取組を強化したほか、電子カルテシステムの標準化・統一化に向け契約を締結し、業務効率化の基盤整備に取り組んだことは高く評価できる。また、法人本部と各病院が協働し、幅広い分野でプロジェクトやチームを立ち上げ、業務改善のために積極的に取り組んだこと、ライフ・ワーク・バランスに配慮した、働きやすい環境整備に継続して取り組んだことも高く評価できる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

項目	中 期 計 画
20	1 財務内容の改善 ○ 法人の役割を将来にわたり安定的かつ継続的に果たし、都の医療政策に貢献し続けていくため、収入の確保と適切な支出の徹底に努め、財務内容の改善に着実に取り組む。 目標値（中期目標期間） 経常収支比率 100.0% 医業収支比率 80.7% 病床利用率 80.3% 目標値（令和8年度） 平均在院日数 12.3日 （1）収入の確保 ○ 診療報酬改定に柔軟・迅速に対応し、医療の質を高める施設基準を適切に取得するとともに、医療需要を踏まえた医療機能強化等により、収入の確保に努める。 ○ 病病連携、病診連携の推進により紹介、返送・逆紹介を推進するとともに、効率的な病床運用に取り組む。 ○ 未収金の発生を防止する取組や、発生後の速やかな催告の徹底、困難案件への対応を行うなど、未収金対策に着実に取り組む。 （2）適切な支出の徹底 ○ DPCデータの分析や原価計算などの活用により、職員のコスト意識向上を図るとともに、適切な支出の徹底に努める。 ○ 新たな契約手法の導入や法人のスケールメリットを最大限生かした調達を推進し、費用の節減に努める。

評 定 : C (中期目標の達成状況がやや不十分である)

- コロナ禍後の受療動向の変化や物価高騰・賃金上昇等の影響により、中期計画における経常収支比率、医業収支比率及び病床利用率はいずれも目標値を下回る見込みである。一方、令和7年度は経常収支比率が95.7%で、年度計画の目標値である94.7%を上回るなど、徐々に改善が見られる。
 - 収入の確保については、救急患者や初診患者の受入体制強化、地域連携の推進、新規・上位施設基準の取得等により患者数の増加や診療単価の向上が図られるとともに、診療費後払いサービスの運用やキャッシュレス化の推進、未収金回収体制の統一等により未収金発生防止の取組が継続的に実施された。
 - 適切な支出の徹底については、外部コンサルティングの活用、放射線機器保守契約のメーカー単位での本部一括化や仕様見直し、ベンチマークに基づく価格交渉に加え、電子カルテヘルプデスクの委託見直し等により、委託費や材料費等の適正化を図った。また、令和5年度より国立大学病院長会議等との共同調達を開始するなど、費用の削減に向けて幅広く取り組んだ。
- ⇒ 医療を取り巻く環境が非常に厳しい中において、採算の確保が困難な行政的医療の安定的かつ継続的な提供を行いながら、法人を挙げて経営改善に取り組んだ結果、令和7年度は経常収支比率が年度計画の目標値を上回るなど、一定の改善が見られる。
- 一方、中期計画における経営指標は、経常収支比率や医業収支比率等が目標値に届かない見込みであり、収支改善に向けた取組の一層の推進が必要である。

第10 その他業務運営に関する重要事項

項目	中 期 計 画
21	1 病院運営におけるDXの推進 ○ AIの活用等により医療の質を高め患者中心の医療を推進するとともに、ICTの活用により地域の医療機関等と診療情報を共有し、患者の在宅療養を支援することや、システム化による業務の効率化に積極的に取り組むことなどによりQOS（クオリティ・オブ・サービス）を向上させる。 ○ 都と連携し、病院運営におけるDXの推進に向けた計画を策定する。 2 施設・設備の整備 ○ 東京都立広尾病院は都における災害医療や島しょ医療の拠点として、また、多摩メディカル・キャンパスは多摩地域における高度・専門医療の拠点として、それぞれの施設整備にかかる計画に則り、着実に整備を推進する。 ○ 東京都立多摩北部医療センターは、老朽化した施設の改築に向けた検討を着実に進める。 ○ その他の病院は、老朽化の状況や医療課題等を総合的に勘案しながら、施設の長寿命化を含め、計画的かつ効率的に施設整備等を進めていく。 ○ 各病院等の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的な医療機器等の整備を着実に実施する。 3 適正な業務運営の確立 （１）情報セキュリティ・個人情報保護の徹底 ○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）等に基づき、組織的な個人情報保護対策を実施する。 ○ サイバーセキュリティに関する研修等により、職員の意識向上を図り、インシデント対応能力を強化する。 ○ サイバーセキュリティに関するインシデント・アクシデント情報の共有を徹底するなど、組織横断的なサイバーセキュリティ対策を講じる。 （２）コンプライアンスの推進 ○ 内部統制の仕組みを構築してリスクマネジメント等を行い、適正な業務運営を推進する。 ○ 職員一人ひとりが、公的医療機関の一員として医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定等により業務執行におけるコンプライアンスを徹底する。 ○ 汚職等非行防止の研修等を実施し、職員のコンプライアンス意識を向上させる。 4 外部からの意見聴取 ○ 有識者会議を設置するとともに、各病院に運営協議会等を設置し、外部からの助言・提言等を得ながら、法人運営や病院運営を行う。

評 定 : B (中期目標の達成状況が概ね良好である)

- 令和6年度より、都内医療機関が電子カルテで診療情報を相互参照可能な東京総合医療ネットワークに松沢病院を除く13病院が参画するとともに、9病院において、医療介護用SNSを導入し、患者の在宅療養を支援した。また、令和7年度に電子カルテシステムについて全都立病院における統一ベンダー・標準パッケージ化に向けた契約を締結し、DXの基盤整備に取り組んだ。
 - 令和7年4月に多摩総合医療センター東館の診療を開始したほか、難病医療センター（仮称）、広尾病院、多摩北部医療センター、陽子線治療施設及び治療装置に係る設計の実施等、施設整備を着実に推進した。
 - eラーニングによる個人情報安全管理点検の実施や情報セキュリティ研修受講率100%の達成、コンプライアンス推進研修や啓発資料の定期発行により、職員の意識向上に取り組んだ。また、令和7年度に電子カルテのバックアップデータのオフライン保管や参照環境を整備するとともに、サイバー攻撃等の発生時にも診療を継続できるよう訓練を実施し、危機管理体制を強化した。
 - 都民向け広報紙「ヘルサポ通信」の発刊や、SNSでの公式アカウントの開設及び定期的な情報発信等により、都立病院の認知度向上と効果的な広報活動に取り組んだ。また、包括連携協定に基づく連携先との人材育成に関する取組や臨床研究、公的病院等との共同調達事業の推進に取り組んだ。
- ⇒ DXの基盤整備及び各病院の改築・改修等の施設整備を着実に推進したことに加え、研修実施や啓発資料により職員のコンプライアンス意識の向上に努めたほか、サイバー攻撃等の発生時にも診療が継続できるよう危機管理体制の強化を進めた。また、広報紙の発行や定期的な情報発信による積極的な広報活動、他団体との連携強化に取り組んだことは評価できる。